# クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進

(外国人海外需要開拓支援等活動促進事業 特区法第16条の7)

## 活用する規制改革

#### 現状

- ・クールジャパン・インバウンド外国人材に 対し、その受入れニーズは急速に多様化・ 拡大
- ・クールジャパン・インバウンド外国人材の 受入れについては、在留資格「技術・人文 知識・国際業務」、「技能」の現行の上陸 許可基準を満たす学歴又は実務経験がなけ れば、入国・在留が不可能

### 見直し後

・活動内容が「技術・人文知識・国際業務」 又は「技能」に該当するクールジャパン・ インバウンド外国人材の受入れについて、 学歴や実務経験要件と同等の知識・技能 等の水準を、国内外の資格・試験や受賞 歴等で代替できるか否かを関係府省及び 関係自治体が一体となって協議・検討し、 その代替基準を満たす外国人材に入国・ 在留を認める仕組みを創設

## 具体的事業



一層の受入れ促進!